

太田市こども計画案

【令和8年度～令和11年度】

令和8年3月

太 田 市

はじめに

市長あいさつ文掲載予定

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
(1) 本市の他計画との関係性.....	2
(2) 法的根拠.....	3
(3) こども大綱について.....	4
3. 計画の期間.....	5
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 計画の基本理念.....	7
2. 計画の基本方針.....	8
3. 計画の体系.....	9
4. 施策と事業体系（事業一覧）.....	10
第3章 計画の施策.....	13
基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援.....	13
(1) こどもや若者の意見聴取.....	13
(2) 学びの機会の充実.....	13
(3) 多様な背景をもつこどもへの支援.....	14
(4) 切れ目のない医療支援.....	15
基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援.....	16
(1) 新生児出生家庭の見守り.....	16
(2) 保育の充実と保育人材の確保.....	16
基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援.....	17
(1) 質の高い教育と教育環境の提供.....	17
(2) 居場所づくりと学習支援の充実.....	18
基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援.....	19
(1) 進学や就職における経済的支援.....	19
(2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成.....	20
(3) 子育て世帯への支援の充実.....	20
第4章 計画の推進体制.....	23
1. 庁内の推進体制.....	23
2. 子ども・子育て会議.....	24
3. 市民や企業等との連携、参加・参画の推進.....	24

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

近年、晩婚化や未婚化、少子化の進行、価値観や生活様式の変化などにより、こどもや若者を取り巻く環境は、これまで以上に複雑で、多様な課題を抱えるようになっていきます。社会の急速な変化や家庭・地域のつながりの希薄化により、身近な支援や助言を得にくく、こどもや若者が孤立感や不安を抱える場面も増えています。学業や進路、対人関係など、成長の各段階で多様な課題に直面することも・若者に対し、心身の健康を支え、自らの力を発揮できる環境を整えることが重要です。また、出産や育児に伴う保護者の負担や不安が、こどもの健やかな成長にも影響を及ぼすことから、家庭を含めた社会全体でこどもと若者を支える仕組みづくりが求められています。

こうした中、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こどもを権利の主体として位置づけ、社会全体でその幸福を実現することを基本理念として掲げました。同年12月には、こども政策の総合的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の方向性が示されています。

群馬県においても、これらの国の動きを踏まえ、令和7年3月に「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、その基本理念に「こどもたち一人一人が大切にされ、全ての人がこどもの育ちを支える社会の実現」を掲げています。

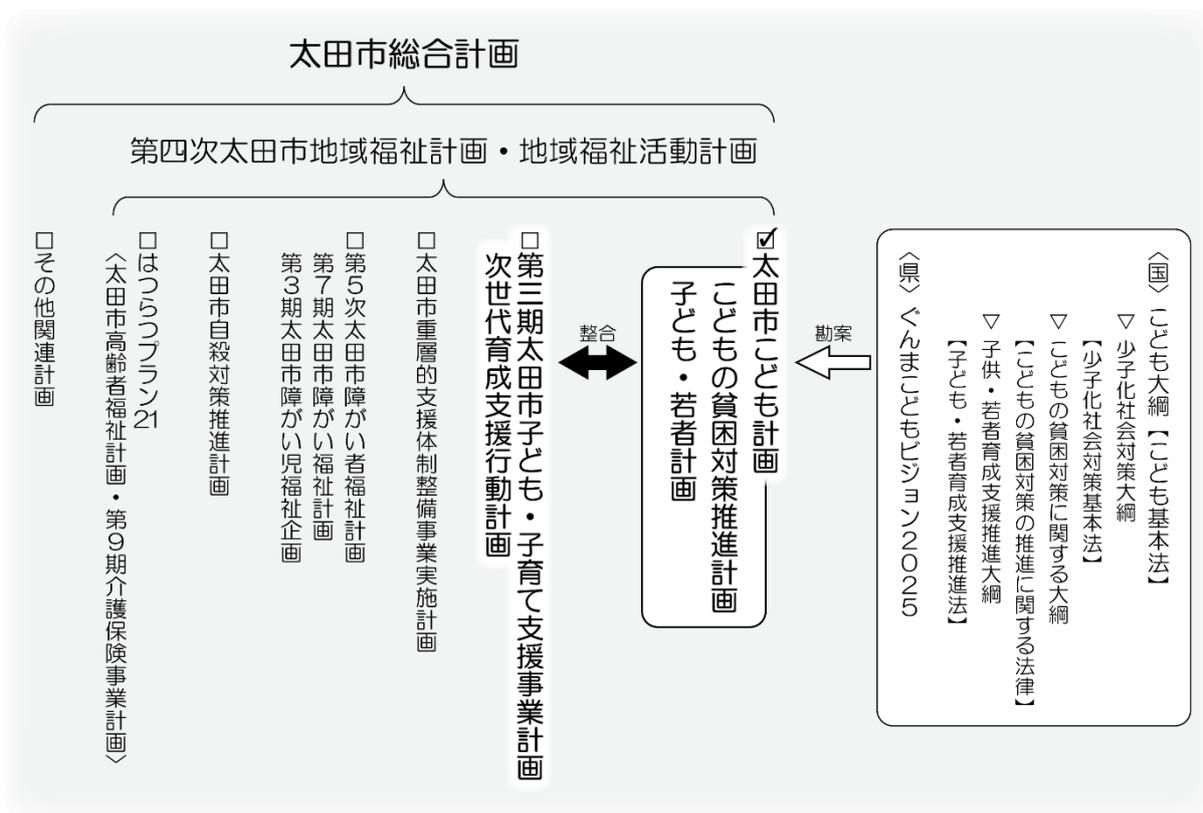
本市では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に基づく取組を踏まえつつ、こどもの権利を尊重し、こどもを社会の中心に据えた視点から、より幅広い分野の課題や支援の方向性を整理する「太田市こども計画」を策定します。本計画は、すべてのこどもが安心して成長し、将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指すものです。家庭・地域・行政が一体となって、こどもを社会の真ん中で支え、見守る環境づくりを進めていきます。なお、本計画に掲載している事業の多くは、「太田市次世代育成支援行動計画」に掲載しているものとなります。

2. 計画の位置づけ

(1) 本市の他計画との関係性

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に規定される「市町村こども計画」として位置づけるとともに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される「市町村子ども・若者計画」を包含します。

なお、本市のまちづくりの最上位計画である「太田市総合計画」の基本方針に沿いつつ、次に掲げる関連計画とも整合を図っています。



■ 計画の位置づけ図

(2) 法的根拠

こどもに関する施策は、「こども基本法」をはじめ、貧困対策や若者支援など、複数の法律に基づいて展開されており、それぞれが異なる視点や対象を有しています。

本計画は、これらの法令の目的や基本的な考え方を踏まえつつ、本市におけるこどもも施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

■本計画の法的根拠

計画名	法的根拠	主な内容
こども計画	こども基本法 公布：令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> こどもの人権の尊重 適切な養育と教育の保障 こどもの社会参加 こどもの利益優先 家庭を基本とした養育支援 子育てしやすい社会の実現
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (令和6年9月25日の法改正に伴い、名称変更) 公布：平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> 教育の支援 生活の支援 就労の支援 経済的支援
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 公布：平成21年7月	<ul style="list-style-type: none"> 全てのこども・若者の健やかな育成 困難を有する子供・若者やその家族の支援 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 こども・若者の成長のための社会環境の整備 こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

これらの法律はいずれも、こども・若者一人ひとりの成長を社会全体で支えることを目的としており、教育、生活、就労、子育て支援など、幅広い分野に関係しています。

本市では、こうした法令や国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた施策の展開を図るため、本計画を通じて関係施策を整理し、相互に連携を図りながら、こども・若者への支援を一体的に推進していきます。

(3) こども大綱について

こども大綱は、「こども基本法」に基づき令和5年12月に閣議決定され、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困対策の推進に関する大綱」を一元化し、こども政策を総合的かつ一体的に推進するために定められました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を基本理念として掲げています。

「こどもまんなか社会」とは、こどもや若者を単に保護や支援の対象として捉えるのではなく、一人ひとりを権利の主体として尊重し、その声を聴きながら、社会全体で成長を支えていく社会の在り方を指しています。「こどもまんなか社会」の実現のためには、家庭、地域、学校、企業、行政など、こどもや若者を取り巻く多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら連携し、安心して育ち、学び、社会に参画できる環境を整えていくことが重要とされています。

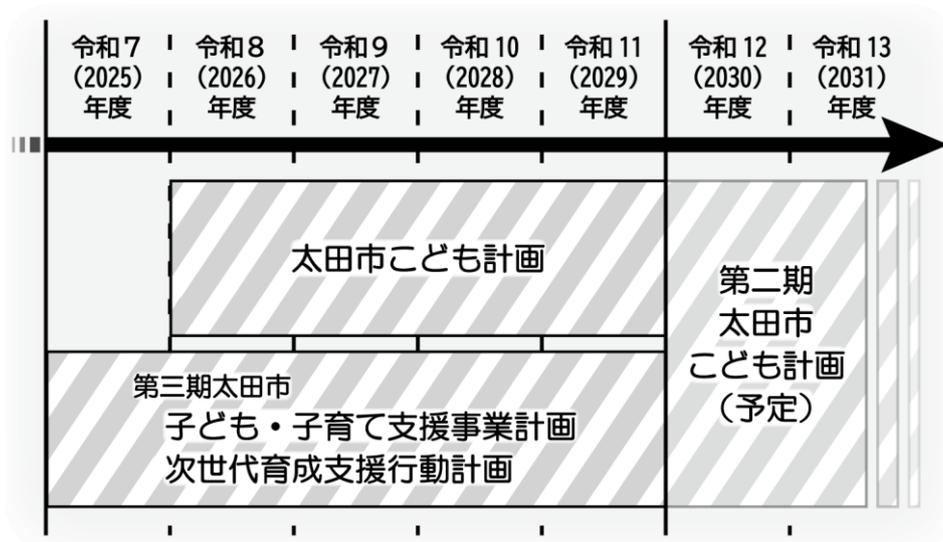
また、こども大綱では、こども・若者を乳幼児期（出生前を含む）から青年期、さらには子育て期に至るまでの連続した存在として捉え、特定の時期や課題に限らない、切れ目のない支援の必要性が示されています。

こどもや若者が置かれている状況や直面する課題は、成長段階や家庭環境、社会環境によって大きく異なります。こうした多様性を踏まえ、それぞれのライフステージや背景に応じた、きめ細かな支援の実施が不可欠です。

本計画は、こども大綱の趣旨を踏まえ、本市におけるこども・若者施策の方向性を明確にするとともに、将来にわたって計画的かつ持続的に推進していくための計画として位置づけるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とし、内包する「貧困対策推進計画」及び「子ども・若者計画」も同様とします。



■ 計画の期間図

第 1 章 計画の概要

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

親と子の笑顔輝くまち

おおた

本計画では、「第三期 子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月策定）と同一の基本理念である「親と子の笑顔輝くまち おおた」を掲げ、これまでの取組や考え方を踏まえ、こども基本法の理念や、国の基本方針を踏まえた施策を推進します。

すべてのこどもは権利の主体であり、その最善の利益が尊重される存在です。本市では、こども一人ひとりの声や思いを大切にし、成長段階や置かれている状況に応じた切れ目のない支援を行うとともに、家庭環境や経済的状况などにより困難な状況にあるこどもや家庭に対しても、適切な支援が届く体制づくりを重視します。

また、家庭、地域、学校、企業、行政などが相互に連携し、社会全体でこどもと子育て家庭を支えることで、親と子がともに安心して暮らし、こどもが健やかに成長し、その可能性を伸ばしていけるまちづくりを進めていきます。

こうした考え方のもと、「親と子の笑顔輝くまち おおた」の実現に向け、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に掲載した事業を中心として、施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

2. 計画の基本方針

本計画では、こどもの成長過程や生活環境の変化を踏まえ、将来にわたるウェルビーイングの向上を見据えながら、ライフステージごとに施策を整理します。誕生前から青年期、子育て期に至るまでの連続性を意識し、施策を体系的に推進します。

基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援

こどもが生まれる前から青年期に至るまで、すべてのライフステージに共通する課題に対応するため、こどもや若者の意見を施策に反映する取組や、学び・医療など生活を支える支援を基盤として進めます。あわせて、家庭環境や経済状況などにより困難を抱えるこどもや家庭に対しても、必要な支援が確実に届くよう、関係機関と連携した取組を進めます。

基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援

こどもの誕生前から幼児期は、子育て当事者にとって不安や負担を感じやすく、身近な支援や適切な情報が特に求められる時期となります。

新生児を迎えた家庭への見守りや相談対応を通じて、子育てのスタートを支えるとともに、保育サービスの充実や人材の確保に取り組むことで、子育ての初期段階から安心して日常を送ることができる環境づくりを進めます。

基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援

学童期から思春期にかけては、心身の成長に加え、学びや友人関係、社会との関わりが形成されていきます。こどもが安心して学校生活を送り、地域の中で多様な経験を積むことができるよう、教育環境の充実と安心・安全な居場所づくりを進めます。

また、不登校、外国人児童生徒への支援、家庭環境に起因する課題など、こどもを取り巻く状況が多様化・複雑化していることを踏まえ、関係機関が連携し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援に取り組めます。

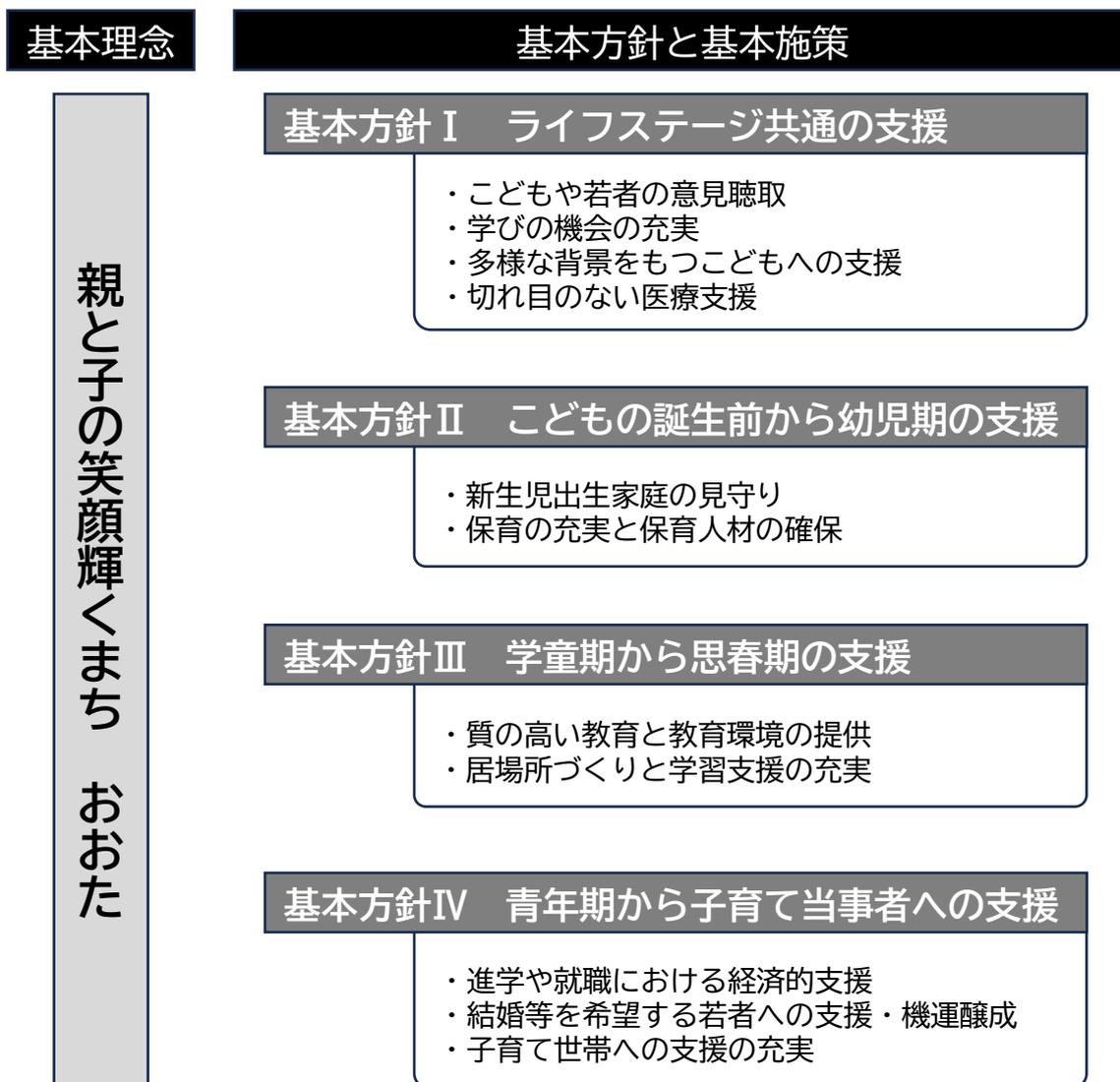
基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援

青年期は、進学や就職など人生の節目を迎え、将来の生き方を選択していく段階であるとともに、子育て当事者への移行期でもあります。

若者が自らの希望を描きながら社会と関われるよう、学びや就労に関する支援を行うとともに、子育て当事者に対しては、経済的・生活面の負担を支える取組を通じて、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3. 計画の体系

本計画の基本理念・基本方針・基本施策の体系については次のようになります。
各施策内で多様な事業を展開し、こどもや家庭を取り巻く状況に応じた切れ目のない支援につなげていきます。



4. 施策と事業体系（事業一覧）

基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援	
施策名	事業名
(1) こどもや若者の意見聴取	ほづみーと～meet(会う)～ ・オンライン
	こどもオンライン意見箱
(2) 学びの機会の充実	おおた芸術学校
	おおたスポーツ学校
	おおたプログラミング学校
(3) 多様な背景をもつこどもへの支援	障がい者相談支援センター
	伴走支援センター（ひきこもり等相談室）
(4) 切れ目のない医療支援	福祉医療制度（こども）
	医療的ケア児等在宅レスパイト事業

基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援	
施策名	事業名
(1) 新生児出生家庭の見守り	赤ちゃん訪問
(2) 保育の充実と保育人材の確保	パパママリフレッシュ事業
	パパママリフレッシュ事業施設整備
	保育士修学資金貸付事業・保育士奨学金返済支援事業

基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援	
施策名	事業名
(1) 質の高い教育と教育環境の提供	学校給食完全自校方式
	スクールバス
	学校部活動指導の充実
	特別支援教育
	外国人児童生徒教育
(2) 居場所づくりと学習支援の充実	児童館・こども館
	放課後児童クラブ
	太田市こどもプラッツ
	こども食堂
	不登校対策
	子どもの学習支援事業

基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援	
施策名	事業名
(1) 進学や就職における経済的支援	低所得の子育て世帯進学等準備給付金
	ひとり親家庭や低所得子育て世帯大学受験料助成金
	太田市みらい給付型奨学金
	移住支援金
(2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成	結婚支援
	子育て写真展
(3) 子育て世帯への支援の充実	給食費無料化・助成事業
	おむつ給付サービス
	保育料等軽減事業
	就学援助制度
	家事代行支援事業
	養育費確保支援事業
	お仕事相談パークおおた
	地域女性活躍推進事業
	児童扶養手当
	福祉医療制度（母子・父子家庭）

第3章 計画の施策

基本方針Ⅰ ライフステージ共通の支援

(1) こどもや若者の意見聴取

こどもや若者が自らの意見を表明し、その声がまちづくりや施策に活かされていくことは、こども施策を進めるうえで重要な要素のひとつです。本市では、こどもや若者、子育て当事者の意見を募る取組を行い、施策の検討や見直しに反映していきます。

また、地域の課題や将来像について、こども自身が考え、意見を述べることができる機会を設けることで、意見表明の場の確保と充実を図ります。

事業名	ほづみーと～meet(会う)～ ・オンライン
事業内容	市長と市民のオンラインによる対話の機会を設け、こどもや若者、子育て当事者等からの意見を聴き、市政を進める上での大きなヒントにしています。

事業名	こどもオンライン意見箱
事業内容	オンラインフォームにてこどもから太田市をよりよくするためのアイデアなどを募集し、こども施策の企画・実施等の参考とするとともに、こどもの意見表明の場を提供します。

(2) 学びの機会の充実

地域の未来を担う人材を育てていくためには、こどもがさまざまな学びに触れながら、自分の関心や得意分野を伸ばしていける環境が不可欠です。こうした考えのもと、本市では、幅広い分野の学習機会を通じて、こどもの創造力や考える力を育むとともに、社会の変化や課題に向き合う力を身に付けられるよう取組を進めます。

事業名	おおた芸術学校
事業内容	高いレベルの芸術教育を受けられる環境を提供し、太田市の次代を担う人材の育成に努めていきます。

事業名	おおたスポーツ学校
事業内容	様々なスポーツに親しむことのできる機会を提供し、競技の技術向上はもとより自分たちで自主的に考え、行動できるこどもの育成に努めていきます。

事業名	おおたプログラミング学校
事業内容	「プログラミング的思考」を養う場を提供し、あらゆる課題に対して適応できるような人材の育成を図っていきます。

(3) 多様な背景をもつこどもへの支援

こども一人ひとりが抱える事情や背景にかかわらず、安定した生活を送りながら学びを継続できるように支援することは、将来に向けた成長を支えるうえで重要です。

専門スタッフによる相談対応や生活面への支援を通じて、多様な背景をもつこどもが、それぞれの力を伸ばしていけるよう各取組を進めます。

事業名	障がい者相談支援センター
事業内容	専門のスタッフが地域で安心して生活できるよう相談を受け付け、就労など様々な支援をしていきます。

事業名	伴走支援センター（ひきこもり等相談室）
事業内容	ひきこもり等の相談を受け付け、一人一人の状況に寄り添い、今後について一緒に考えていきます。

(4) 切れ目のない医療支援

こどもが必要な医療を継続的に受けながら、安心して成長していけるよう、家庭に寄り添った支援体制の充実が求められています。医療費の負担軽減による受診機会の確保に加え、在宅で医療的ケアを受けるこどもとその家庭への支援を行い、切れ目のない医療支援の充実を図ります。

事業名	福祉医療制度（こども）
事業内容	18歳までのこどもの医療費等の自己負担額を市が負担することにより、医療機関への受診控えを防ぎ、こどもの健康の増進を図っていきます。

事業名	医療的ケア児等在宅レスパイト事業
事業内容	訪問看護サービスの利用を支援し、在宅で医療的ケアを受けているこどもを介護する子育て当事者が休養できるよう努めていきます。

基本方針Ⅱ こどもの誕生前から幼児期の支援

(1) 新生児出生家庭の見守り

新生児を迎えた家庭が、子育てに関する不安や悩みを抱え込むことなく、安心して子育てを始められるよう、子育てに関する情報提供や相談支援を行い、あわせて、家庭の状況に応じて必要な支援につなげていきます。こどもの健やかな成長と、子育て当事者が安心して生活できる環境の確保に努めます。

事業名	赤ちゃん訪問
事業内容	子育てに関する様々な情報やサービスを案内するとともに、子育てに関する不安や悩みの相談対応を行い、こどもの健やかな成長と子育て当事者が安心して子育てできるよう努めていきます。

(2) 保育の充実と保育人材の確保

こどもと子育て当事者が安心して保育サービスを利用できるよう、家庭への支援と保育人材の確保の両面から取組を進めます。リフレッシュの機会を提供する取組や一時預かり施設の整備に加え、保育士の養成や就労を支援することで、保育の充実を図ります。

事業名	パパママリフレッシュ事業
事業内容	子育て当事者のリフレッシュの場を提供し、健全な養育環境の整備に寄与していきます。

事業名	パパママリフレッシュ事業施設整備
事業内容	太田市総合計画・実施計画に即して、一時預かり施設の必要な改修や整備を行っていきます。

事業名	保育士修学資金貸付事業・保育士奨学金返済支援事業
事業内容	保育士養成施設に通っている生徒に学費の貸付を行うとともに、市内保育所等に勤務している人に奨学金の返済補助を行うことで、市内保育所等の保育士の人材確保を図っていきます。

基本方針Ⅲ 学童期から思春期の支援

(1) 質の高い教育と教育環境の提供

こども一人ひとりの背景や特性に応じて、安心して学び続けることができる教育環境を整えるため、学習環境や学校生活を支える取組を進めます。給食や施設設備、通学環境の整備に加え、多様な学びを支える体制づくりを通じて、教育環境の充実を図ります。

事業名	学校給食完全自校方式
事業内容	学校敷地内の調理室で給食を作ることにより、こどもたちに出来立てで温かい給食を提供していきます。

事業名	スクールバス
事業内容	多くのスクールバスを運行し、児童の登下校時の安全を確保していきます。

事業名	学校部活動指導の充実
事業内容	部活動指導員や部活動指導協力者などの外部指導者を配置し、学校部活動の指導の充実を図っていきます。

事業名	特別支援教育
事業内容	介助員などの配置により、特別な支援を必要とするこどもの特性に応じたきめ細やかな指導・支援等の充実を図っていきます。

事業名	外国人児童生徒教育
事業内容	初期指導教室の開設やバイリンガル教員及び日本語指導員の配置などにより、外国籍のこどもの日本語の習得と教科の学習の充実を図っていきます。

(2) 居場所づくりと学習支援の充実

こどもが放課後や休日を安心して過ごし、地域の中で人と関わりながら成長していくため、身近な居場所の確保と学習支援の充実を進めます。

事業名	児童館・こども館
事業内容	市内各地区に設置し、こどもの健全な遊び場や子育て当事者の情報交換の場を提供していきます。

事業名	放課後児童クラブ
事業内容	小学校終業後のこどもの居場所として、こどもが安心して過ごせる遊びや生活の場を提供するとともに、子育て当事者をサポートしていきます。

事業名	太田市こどもプラッツ
事業内容	放課後児童クラブが満室で入室できなかった等のこどもの居場所づくりとして、小学校の空き教室などを利用し地域の人による見守りの場を提供していきます。

事業名	こども食堂
事業内容	補助金交付によりこども食堂運営団体を支援し、孤食を減らしこどもの心身の発達を支援していきます。

事業名	不登校対策
事業内容	教育研究所による悩み事の相談対応や、ふれあい教室やおおたん通信教室の設置などにより、誰もが安心して学べる環境づくりと個に応じた支援を行っていきます。

事業名	子どもの学習支援事業
事業内容	生活困窮世帯の児童生徒の学力向上を図り、貧困の連鎖の防止を図っていきます。

基本方針Ⅳ 青年期から子育て当事者への支援

(1) 進学や就職における経済的支援

若者が進学や就職の機会を確保し、将来に向けて自立できるよう支援することは、貧困の連鎖を防ぎ、地域の未来を支える人材を育成するうえで重要です。進学や就職に向けた支援を充実させるとともに、若者世代が地域に魅力を感じ、将来を築いていける環境づくりを推進します。

事業名	低所得の子育て世帯進学等準備給付金
事業内容	義務教育を修了する低所得世帯のこどもの進学や就職費用の助成を行い、高等教育や就職機会の平等確保を目指します。

事業名	ひとり親家庭や低所得子育て世帯大学受験料助成金
事業内容	経済的な理由によりこどもが進学をあきらめることがないよう低所得世帯に対し受験料の助成を行い、進学段階での貧困の連鎖の防止を図っていきます。

事業名	太田市みらい給付型奨学金
事業内容	大学等の修学意欲と進学能力があるこどもに対し返済不要の奨学金の給付を行い、太田市の未来を担う人材の育成に努めていきます。

事業名	移住支援金
事業内容	東京圏から太田市への移住に伴う一時的な経済負担の軽減を図ることで、若者世代にとって魅力あるまちづくりを目指していきます。

(2) 結婚等を希望する若者への支援・機運醸成

若者が結婚や子育てを将来の選択肢として前向きに考えられるよう、社会全体で支える環境づくりが重要となっています。若者一人ひとりの希望の実現を支援するとともに、子育ての喜びや魅力を伝える取組を通じて、結婚や子育てに対する前向きな意識の醸成を図ります。

事業名	結婚支援
事業内容	結婚を希望する若者がその希望を実現できるよう、出会いの場の創出を目指します。

事業名	子育て写真展
事業内容	大型ショッピングセンター等で子と親の日常を写した写真展を開催し、子育てをする喜びを発信していきます。

(3) 子育て世帯への支援の充実

家庭の経済状況に左右されることなく、こどもの成長環境を等しく整えるためには、子育てに伴う負担への支援は欠かせません。子育て世帯を継続的に支える仕組みを整え、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

事業名	給食費無料化・助成事業
事業内容	小中学校や保育園等に通うこどもの給食費を無料化・助成することで、子育て当事者の負担軽減を図っていきます。

事業名	おむつ給付サービス
事業内容	市内保育園等に通う0～2歳児のこどものおむつの支給をすることにより、保育士及び子育て当事者の負担軽減を図っていきます。

事業名	保育料等軽減事業
事業内容	0～2歳児の保育料の半額や0～2歳障がい児の通所事業利用負担額を無償にし、子育て当事者の経済的負担の軽減を図っていきます。

事業名	就学援助制度
事業内容	経済的理由により就学困難な世帯に対し学用品費などの援助を行い、教育機会の確保を図っていきます。

事業名	家事代行支援事業
事業内容	子育て当事者の育児負担の軽減や、孤立化・産後うつ等の未然防止を図るため、安心して子育てができる支援体制を提供していきます。

事業名	養育費確保支援事業
事業内容	公正証書等作成費用補助や養育費保証契約の保証料補助などを行い、養育費や親子交流の履行確保により、こどもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

事業名	お仕事相談パークおおた
事業内容	マザーズコーナーで育児や家事と両立して働きたいママを支援するとともに、わかもの相談コーナーにて社員への就職を目指す若者を対象にした就職支援を行っていきます。

事業名	地域女性活躍推進事業
事業内容	おおたなでしこ未来塾などを実施し、起業を含めた様々な働き方を支援することで、子育て当事者や若者の就労を促進していきます。

事業名	児童扶養手当
事業内容	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する父母等に手当を支給し、育成される家庭の生活の安定と自立を図っていきます。

事業名	福祉医療制度（母子・父子家庭）
事業内容	18歳までのこどもを養育しているひとり親家庭の親の医療費等の自己負担額を市が負担することにより、医療機関への受診控えを防ぎ、健康の増進を図っていきます。

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制

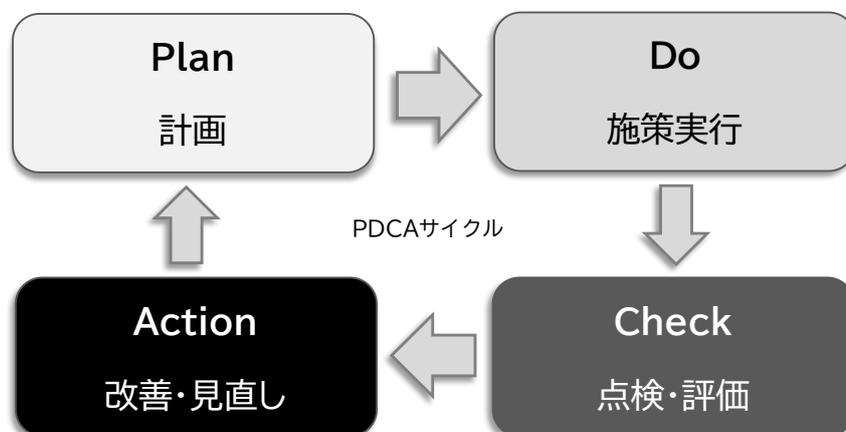
本計画の推進にあたっては、市の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに、こどもと若者自身の意見をはじめ、太田市子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業へ適切に反映するとともに、新たな課題への積極的な取組や市民への周知に努めます。

1. 庁内の推進体制

本計画が有効に機能するためには、PDCAサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画の推進にあたっては全庁的な体制のもと、適宜必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。

また、こどもや若者、子育て当事者等の多様化したニーズにきめ細かく対応するため、市民や地域団体等と連携しながら計画の推進に努めていきます。



2. 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「太田市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者や市民代表など様々な分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や結果の検討などを行っています。

3. 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民の理解を深めるとともに、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

太田市 こども計画

発行 太田市

編集 太田市 福祉こども部 こども課

〒373-8718 群馬県太田市浜町 2 番 35 号

TEL 0276-47-1111 (代表)

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>